仮処分命令申立事件

債権者　●

債務者　●

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士　●●

１　管轄上申（海外法人－開示）

　債務者は、日本居住者を対象としてインターネットサービスを提供していることから、「日本において事業を行う者」（民事保全法11条､民訴3条の3第5号）にあたり、本邦裁判所に国際裁判管轄がある。

　債務者は、日本国内に「事務所又は営業所」がなく、「主たる業務担当者」（民事保全法11条､民訴4条5項）もいない。したがって、民事保全法11条､民訴法10条の2､民事訴訟規則6条の2により、本件では御庁に管轄がある。

２　第三者供託上申・管外供託上申

　担保が必要となる場合は、債権者に代わり第三者たる弁護士●●による立担保を許可されたく上申する。

　また、債権者代理人の事務所が●にあるため、●法務局での管外供託を許可されたく上申する。

以上